

国立大学法人東京外国語大学入学料免除及び授業料免除に関する選考基準

平成 16 年 4 月 28 日
制 定
(改正年月日：省略)

「東京外国語大学入学料の免除及び徴収猶予取扱規程」第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項に規定する入学料免除及び「東京外国語大学授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料の免除取扱規程」第 2 条第 1 項及び第 4 条第 1 項に規定する授業料免除は、この基準の定めるところによる。

1 家計について

- (1) 入学料免除及び授業料免除の対象となる者は、その者の属する世帯の 1 年間の総所得金額が、入学料免除及び授業料半額免除にあつては別表 1、授業料全額免除にあつては別表 2 の収入基準額以下の者とする。この場合、総所得金額の算定は別紙「総所得金額の算定方法」による。
ただし、大学院に在学する者のうち、次のいずれにも該当する者については独立生計者と認定し、本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）の 1 年間の総所得金額で判定する。
 - ①所得税法上、父母等の扶養親族でない者
 - ②父母等と別居している者
 - ③本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者
- (2) 長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯など家計の支出が多額となる特別の事情のある者については、総所得金額が収入基準額を超える場合でも、その額が 10 % 以内の場合は免除の対象とする。

2 学力について

学力基準は下記によるが、母子・父子家庭、生活保護世帯等で経済的困窮度が著しく高く特別の事情がある者については、特例の基準を認める。

学力基準の対象となる成績区分			基準	特例
学部	1 年次	高等学校調査書（評定平均値）	3.5 以上 大学入学資格検定試験合格者 入試成績が上位 1/3 以上	3.2 以上 大学入学資格検定試験合格者 入試成績が上位 1/2 以上
	2 年次	標準取得単位数（26 単位以上）	①外国語学部 優・良 65 % 以上	①外国語学部 優・良 60 % 以上
	3 年次	標準取得単位数（58 単位以上）	②言語文化学部・国際社会学部 S・A・B 65 % 以上	②言語文化学部・国際社会学部 S・A・B 60 % 以上
	4 年次	標準取得単位数（94 単位以上）		
大学院	1 年次	学部の累加成績	①外国語学部 優・良 65 %	①外国語学部 優・良 60 %

前期課程			以上 ②言語文 化学部・ 国際社会 学部 S・A・B 65 % 以上	以上 ②言語文 化学部・ 国際社会 学部 S・A・B 60 % 以上
	2 年次	大学院前期課程の累加成績	A 65 % 以上	A 60 % 以上
大学院後期課程	1 年次	大学院前期課程又は大学院 修士課程の累加成績	A 65 % 以上	A 60 % 以上
	2・3 年次	大学院後期課程の累加成績	A 65 % 以上	A 60 % 以上

3 免除の判定について

- (1) 免除を受ける者は、家計基準及び学力基準のいずれにも該当している者の中から大学の予算の範囲内で選考し、学生委員会の議を経るものとする。
 なお、留年している者又は修業年限を超えた者は、原則として授業料免除の対象としない。ただし、病気、留学、出産・育児、大学院の論文作成等の特別な事由があると認められ、留年又は修業年限超過の期間が1年の者については授業料免除の対象とする。
- (2) 入学料免除の額は原則として全額又は半額とし、授業料免除の額は原則として各期分の全額又は半額とする。
- (3) この基準に定めるほか、選考に必要な事項は、学生委員会の議を経て定めるものとする。